

るところおほえ侍れ、君すでに副將軍となり給はゞ、武衡家ひらがくびをえん事たなこゝろにありといふ。

〔平家物語九〕二度のかけの事

むさしの國の住人河原太郎河原次郎とて、おとゝひ有河原太郎、弟の次郎をよふでいひけるは、大名は我と手をおろさね共家人の高名をもつて名譽す、我らはみづから手をおろさではかなひがたし、かたきを前におきながら、矢一つをだにいすしてまち居たれば、あまりに心もとなきに、高なふは城の中へまぎれ入て一矢いんと思ふ也、されば千万が一つも生て歸らん事有がたしなんぢは残りとゞまつて、後の志よう人にたてと云ければ、弟の次郎なみだをはらくとながひて、只兄弟二人有ものが、あにをうたせて、弟があとにのこりとゞまつたればとて、いく程のゑい花をかたもつべき所々でうたれんより、一所でこそうちじにをもせめとて、下人共よびよせ、さいしのもとへ、さいごの有様いひつかはし。○中城の中へぞ入りける。

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年九月廿七日、日中名越邊騒動、敵打入于越前守時弟泰第之由、有其聞、武州○
條泰自評定座直令向給、相州○北條以下出仕人々、從其後同馳駕而越州者他行、留守侍等於彼南隣、掠取惡黨自他所逃來隱居之間、賊徒或令自殺、或致防戰云々、仍遣壯士等、自路次被歸訖、盛綱諍申云、帶重職給身也、縱雖爲國敵、先以御使聞食左右可有御計事歟、被差遣盛綱等者、可令廻防禦計、不事問令向給之條不可也、向後若於可如此儀者、殆可爲亂世之基、又可招世之謗歟云々、武州被答云、所申可然、但人之在世、思親類故也、於眼前被殺害兄弟事、豈非招人之謗乎、其時者定無重職詮歟、武道爭依人體哉、只今越州被圍敵之由聞之、他人者處少事歟、兄之所志不可違于建曆承久大敵云々、于時駿河前司義村候、傍承之拭感涙、盛綱垂面敬囑云々、義村起座之後、參御所於御臺所語此事、於同伺候男女聞之者、感歎之餘、盛綱之諍詞句、武州陳謝、其理猶在何方哉之由、頗及相論、遂不決之云々、越